

保存期間：5年  
(令和9事務年度末)  
令和5年3月14日

## 第4回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

### 議事要旨

日時：令和5年3月14日（火）11：00～12：01

場所：Web会議

出席者：伊藤伸介座長、日置巴美委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、検討内容について説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- ・ 匿名加工したデータを、個人情報保護法上の行政機関等匿名加工情報として外部提供するためには、加工元の情報が情報公開法上の開示請求に対して全部又は一部開示できる必要がある。そのため、提供データの加工元であるマザーデータが、情報公開法上の開示請求に対して不開示になるのであれば、提供データを行政機関等匿名加工情報として取り扱うことは困難ではないかと考えられる。
- ・ 行政機関等匿名加工情報としての外部提供でなくても、個人情報保護法上、行政機関等は、学術研究の目的のためであれば、保有個人情報を提供することは可能である。
- ・ 個人情報保護法上は提供が可能であっても、行政機関側の守秘義務の観点からも検討が必要となると考えられる。この場合、技術的な匿名加工の要件だけでなく、データ提供に関する法的規律についても更なる検討の必要があると考えられる。

以上